



広報

ゆら

2018

6 月号



今月号の主な内容

- ◎在宅育児支援事業 2
- ◎防災関係補助制度 3
- ◎由良町民間賃貸住宅家賃補助事業 ほか 4
- ◎由良町健康ポイント事業 5
- ◎ゆらふるさと伝承館がオープンしました ほか 6
- ◎給水装置及び水道メーターについて 7
- ◎お知らせ 8～9
- ◎ジュニアリーダー（ゆらっこ育成会）活動報告 ほか 10
- ◎ゆら部 ～Yura Love～ ほか 11
- ◎由良町6月カレンダー 12

新規事業

在宅育児支援事業

●在宅育児支援事業とは

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の0歳児を在宅で育てている世帯に給付金を支給する事業です。

対象となる乳児

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①本町に住所を有している。
- ②満1歳に満たない。(平成30年4月1日時点で1歳未満又は平成30年4月1日以降の出生)
- ③同一世帯内の第2子以降である。

支給対象者

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①本町に住所を有している。
- ②対象となる乳児を家庭内で保育している。
- ③対象となる乳児について出産手当金及び育児休業給付金を受給していない。
- ④対象となる乳児について保育所等の利用者負担軽減事業(県と町が協力して実施する第2子以降を対象とした保育料等無償化事業)の助成を受けていない。
- ⑤町内への居住が、里帰り出産等の一時的なものでない。
- ⑥生活保護を受給していない。

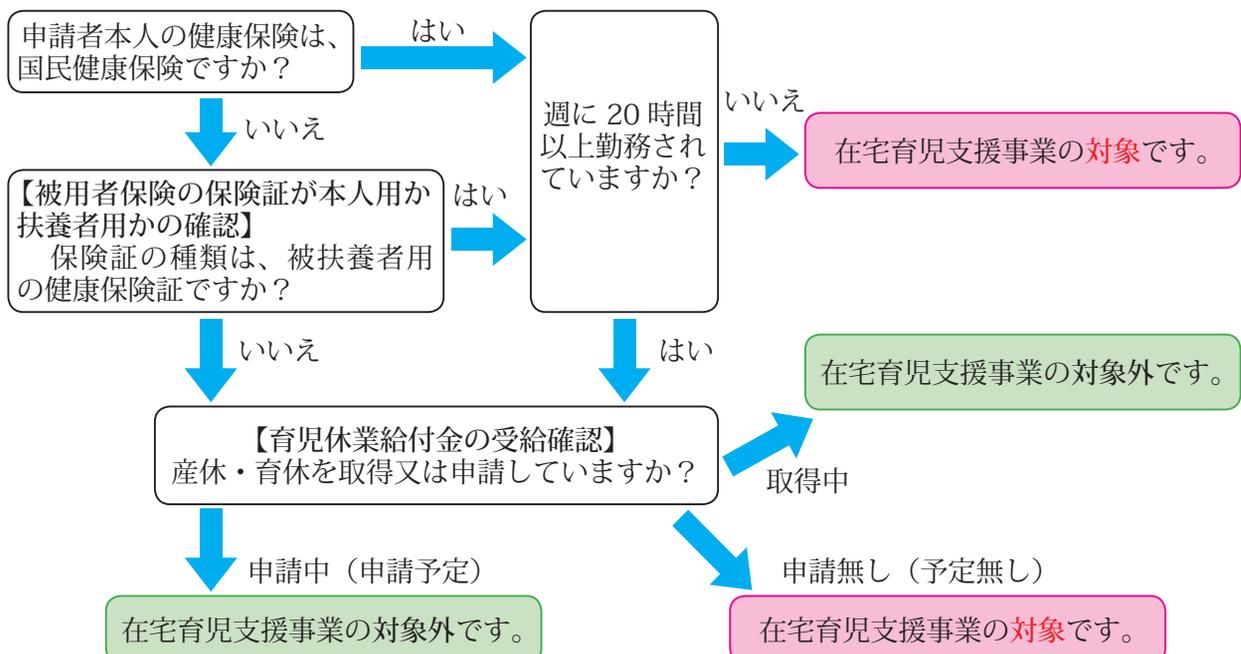


支給額等

対象となる乳児1人あたり月額3万円を毎月支給します。

対象と思われる方に対し、案内を送付します。なお、下記のフロー図を参考にしてください。

在宅育児支援事業の対象者の判定 (例)



詳しいことについては、住民福祉課 (TEL 65-0201) までお問い合わせください。

防災関係補助制度

本町では、地震発生時の被害の軽減のため、次の補助を実施しています。

木造住宅の無料耐震診断補助

◎補助対象

平成12年5月31日以前に建築された、延床面積200㎡以下の住宅を所有又は住宅に居住している町税等を滞納していない方

◎補助の内容

簡易耐震診断費用（4万4千円）を全額補助

①家具転倒防止器具設置補助・②感震ブレーカー設置補助

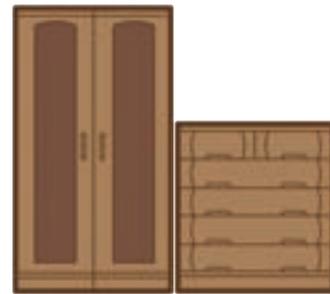
◎補助対象（①、②共通）

本町に住所を有し、町税等を滞納しておらず、次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯

- ・満65歳以上の方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◎補助の内容

- ①家具転倒防止器具の購入と取付け
1世帯につき上限5個
- ②感震ブレーカーの購入と取付け
1世帯につき1回限り、上限2万円



ブロック塀等耐震対策補助

◎補助対象

本町に住所を有し、町税等を滞納しておらず、次のいずれかに該当する方

- ・町内にあるブロック塀等を所有する個人又は当該所有者と親族関係にある方
- ・町内にあるブロック塀等を所有する法人又は自治会等の地縁団体
- ・町内にあるブロック塀等の所有者の承諾を得て実施する当該地域の自主防災組織

※ ブロック塀等：コンクリートブロック塀、れんが塀、石塀 等

※ 対象の塀：避難路（災害時において、不特定多数の人が避難するために利用する道）に面する塀で危険であると判断されたもの

◎補助の内容

- ・ブロック塀等の撤去
撤去費又は1万円×長さ（m）の低い方の金額の1/2（最大10万円）
- ・ブロック塀等の改善
塀の改善費又は2万円×長さ（m）の低い方の金額の1/2（最大20万円）
- ・ブロック塀等の補強
補強費又は1万円×長さ（m）の低い方の金額の1/2（最大10万円）

詳しいことについては、総務政策課（TEL65-1801）までお問い合わせください。

由良町民間賃貸住宅家賃補助事業



○補助対象住宅

新婚夫婦のいずれかが賃貸借契約を締結している由良町内の民間賃貸住宅
ただし、町営住宅又は2親等内の親族が所有する住宅は除きます。

○補助対象条件

- ① 平成28年7月1日以降入居していること。
 - ② 申請日において、婚姻の届出から3年以内の新婚夫婦で、いずれもが満40歳未満であること。
 - ③ 本町に住所を有していること。
- ※ その他、諸条件があります。

○補助額

実質家賃負担月額¹/₂（千円未満切り捨て）
※ 限度額 25,000円

例)

○家賃 50,000円/月（会社等からの手当等なし）の場合

自己負担額 25,000円	補助額 25,000円
---------------	-------------

○家賃 60,000円/月（会社等からの手当等あり）の場合

会社等からの手当等 10,000円	自己負担額 25,000円	補助額 25,000円
-------------------	---------------	-------------

実質家賃負担月額

○補助期間

交付開始月から最長60ヶ月

詳しいことについては、総務政策課（TEL65-1801）までお問い合わせください。

架空請求ハガキにご注意ください！！

日高管内において「民事訴訟管理センター」と名乗る機関から架空請求ハガキが送られてくる事案が急増しています。

内容は、民事訴訟管理センターから消費者に「裁判所に訴状が提出された。」との脅しをかけ、不安にさせることで訴訟を取り下げるように誘導し、最終的にはプリペイドカード等による支払を要求してきます。

民事訴訟管理センター又はそれに類する架空請求ハガキを受け取った場合は無視するか消費者ホットラインに連絡してください。



詳しいことについては、消費者ホットライン 局番なし「^い1^や88」又は日高地域消費生活相談窓口（TEL52-5288）までお問い合わせください。

由良町健康ポイント事業

町民の皆さまの健康づくりへの習慣と関心を高め、楽しく継続的な健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、「由良町健康ポイント事業」を昨年度に引き続き実施しています。健診や健康イベント等の健康づくり事業への参加に対して、ポイントを付与いたします。

●対象者

本町に住所を有し、平成31年3月末までに40歳～74歳になる方

●参加方法

①由良町健康ポイントカードを取得する

住民福祉課に由良町健康ポイント事業参加申込書を提出し、健康ポイントカードを受け取る。

②ポイントをためる

健診や健康イベント等に参加する。参加後に、健康ポイントカードを住民福祉課職員に提示すると、スタンプが押印され、ポイントが付与されます。ただし、昨年度ポイントカードを作成し、既にポイントがある場合、そのポイントは今年度に繰り越せます。

～ポイント対象となる健康づくり事業～

特定健診	800ポイント
胃がん検診	500ポイント
肺がん検診	
大腸がん検診	
子宮頸がん検診	300ポイント
乳がん検診	
前立腺がん検診	
ウォーキングイベント	100ポイント
ウォークラリー	
運動教室（1回につき）	
由良町主催のイベント内の健康コーナー（1回につき）	



③ポイントと賞品を交換する

3,000ポイントを集め、健康ポイントカードと由良町健康ポイント交換申請書を住民福祉課に提出すると、後日賞品が届きます。

●賞品

- ・海の幸賞…海産物セット（わかめ、干物 等）
 - ・大地の恵み賞…農産物セット（みかん、バジルソース 等）
 - ・ゆら発祥で賞…名産品セット（しょう油、金山寺みそ 等）
- ※ 賞品は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

●注意事項

- ※ 健康ポイントカードを紛失した場合、それまでのポイントは無効となりますが、紛失したカードを発見した等ポイントが確認できる場合は、ポイントを合算することができます。
- ※ ポイントは本人に限り有効です。他の人とポイントを合算することはできません。
- ※ 交換できなかったポイントは翌年度に繰り越せます。
- ※ 既に健診を受けた方や職場等で受けた健診も対象です。ポイントの付与を受けるには、健診を受けたことが確認できるもの（健診の結果等）をご持参ください。

詳しいことについては、住民福祉課（TEL 65-0201）までお問い合わせください。

「ゆらふるさと伝承館」がオープンしました

旧白崎中学校2階に、ゆらふるさと伝承館がオープンし、昔の道具や写真、本町の歴史資料を展示しています。

観覧を希望の方は、教育委員会教育課までお問い合わせください。

なお、ゆらふるさと伝承館観覧可能日時については、毎週月曜日から金曜日（土日祝日は休館）午前10時～午後4時となっています。お一人での観覧もできます。



民具漁具展示室



子供と遊びコーナー



貝類展示

詳しいことについては、教育委員会教育課（TEL 65-1800）までお問い合わせください。

地域おこし協力隊員の紹介

5月14日付けで、地域おこし協力隊員2名が着任しました。



配属課：産業建設課
氏名：橋本 美奈
出身地：大阪府枚方市

大好きな由良町で、地域に貢献できるよう活動してまいります。よろしくお願ひします。



配属課：産業建設課
氏名：桃尾 郁
出身地：京都府舞鶴市

地域での活動を通じて、由良の良さを学び、発掘し、拡げていければと考えています。地域の皆さま、よろしくお願ひします。

●地域おこし協力隊とは

都市部の若者等が過疎地域等に移住して、地場産品の開発、農林水産業への従事等の地域協力活動を行いながら、地域に移住・定着を図る取組を行います。

給水装置及び水道メーターについて

皆さまから寄せられているお問い合わせについて、多いものをご紹介します。

「漏水かな？」と思ったら

前月から水道料金が急に増え、「漏水かな？」と思ったら、ご自分で確認していただくことができます。全ての水道栓を閉め、メーターボックスを開き、水道メーターのパイロット（図一①参照）をご覧ください。

少しでも回っていれば水の流れがあるということですので、漏水が疑われます。町指定の水道業者（約70社あります）に調査・修理を依頼してください。

なお、水道メーター手前までが町の管理だと思われる方もおられますが、道路等に布設している町の配水管の取り出しからが給水装置の所有者（使用者）の管理になりますので、水道メーター手前で漏水している場合であっても早急に修理してください（図一②参照）。

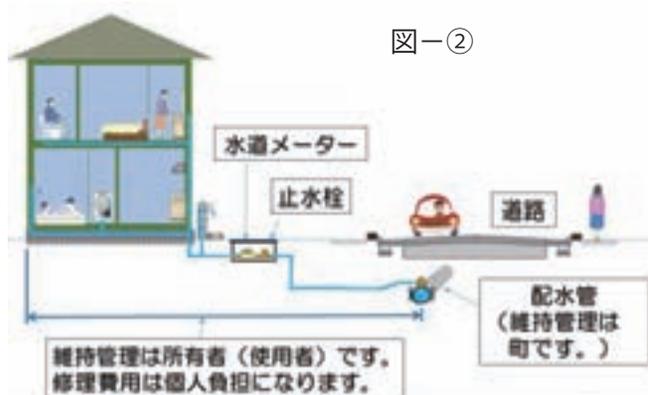
図一①

水道メーター



パイロット
※銀色の傘のような形をしています。

図一②



◎ 給水装置にかかる費用負担

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、自己負担となります。

※ 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために本町が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のことです。

水道メーターについて

◎ 水道メーターの設置

メーターの設置位置は申込みにより本町が定めることとなっています。

◎ 水道メーターの貸与

メーターの所有者は本町で、給水装置所有者（水道使用者等）に貸与します。

計量法の規定により8年以内に取替工事を行います。

メーターを管理するのは給水装置所有者です。

給水装置所有者が、メーター管理義務を怠り、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければなりません。

メーター設備の所有権の範囲

メーターボックス（蓋を含む）・止水栓等付属する設備は給水装置所有者の財産です。したがって、メーターボックスの破損による取替、止水栓の不具合などの修理にかかる費用は、給水装置所有者の負担となります。

◎ 給水の停止

給水装置所有者が、正当な理由無くメーターの検針を拒んだり、妨げた場合、本町は給水を停止することができます。したがって、メーターボックスの上に物を置いたり、塀などの工作物で周りを囲んで検針ができないなどの場合も給水停止の対象となります。

常に検針がスムーズに行えるようメーター周りの管理をしてください。また、家屋等の改築等により検針ができなくなるときは、メーターの設置場所の移設は自己負担で行ってください。

詳しいことについては、上下水道課（TEL 65-1804）までお問い合わせください。

お知らせ

町税の納期限

7月2日(月)



- 町・県民税 第1期
 - 国民健康保険税 第1期
- ☎ 国税務課 (65) 1802

現況届(児童手当)の提出について

現在、児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。

この届が提出されない場合、6月以降の手当は(提出があるまで)支給されません。

◆提出期限 6月29日(金)

◆必要書類

○受給者が厚生年金等の加入者の場合
健康保険被保険者証(受給者のもの)

○その他必要な書類がある方には案内させていただきます。

◆提出先 住民福祉課

☎ 住民福祉課 (65) 0201

国民年金保険料は納付期限までに納付しましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は日本年金機構から送られる納付書により、金融機関、郵便局及びコンビニエンスストアで納付することができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利で割引制度もある口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納付されない方に対して電話、書面及び面談により早期に納付されるよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続によつて督促を行い、指定された期限までに納付がされない場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることもありますので、早めの納付をお願いします。

なお、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますのでご相談ください。

※ 納付義務がある方とは、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主のことをいいます。

☎ 住民福祉課 (65) 0201

☎ 田辺年金事務所 (0739) (24) 0432



第32回全国健康福祉祭和歌山大会 ねんりんピック紀の国わかやま2019

あふれる情熱 はじける笑顔

平成31年11月9日(土)~12日(火)

運動不足を自覚している皆さま、自宅でできる体操を紹介します!!

ZTV回線経由 11チャンネルにて

「由良町歌でストレッチ」「由良町健康いきいき体操」放送中

放送時間 午前10時・午後3時・午後8時



和歌山労働局からのお知らせ

事業主の皆さまへ

平成 30 年度の労働保険年度更新について

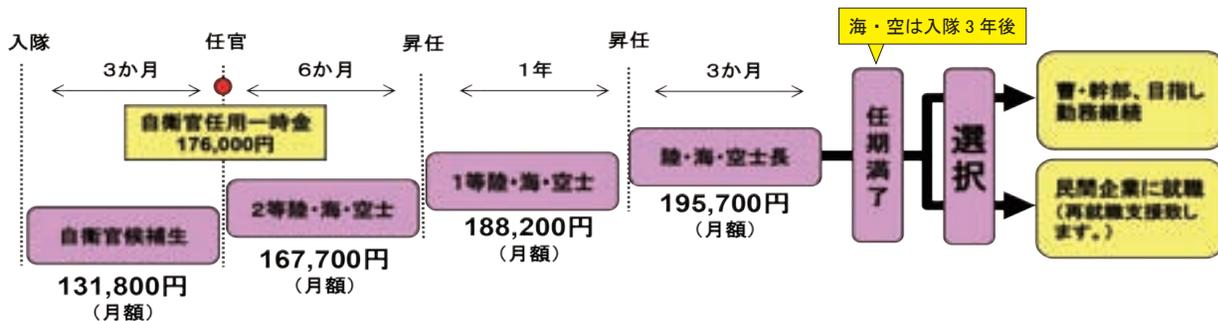
「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、年度当初に労働保険料を概算で申告・納付し、翌年度当初に確定精算することとなっています。この手続きを「年度更新」といいます。

事業場あてに年度更新用の申告書が郵送されますので、申告書を作成の上、6月1日から7月10日までの間に申告・納付をお願いします。

詳しいことについては、和歌山労働局のホームページをご覧くださいか、和歌山労働局総務部労働保険徴収室（TEL 073-488-1102）までお問い合わせください。

自衛官候補生採用試験のお知らせ

- 身 分：特別職国家公務員
- 募集資格：採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男女
- 試験期日：6月23日（土）
- 受 付：6月22日（金）まで



- 2士（2等陸・海・空士）に任官時の俸給は、採用予定者の学歴、経歴により異なります。
- 自衛官候補生手当、俸給月額については、法律の改正により改定される場合があります。

- 特例退職手当：任期満了毎に特例退職手当を支給

	陸上自衛官 1任期目：1年9か月 2任期目：2年	海上・航空自衛官 1任期目：2年9か月 2任期目：2年
1任期	約57万円	約93万円
2任期	約143万円	約148万円

※ 給与には、年2回のボーナスの他に、各種手当が加算支給されます。また、宿舍費は無料で衣・食・寝具等も支給又は貸与されます。

詳しいことについては、自衛隊御坊地域事務所（御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階 TEL 23-0020）までお問い合わせください。

ジュニアリーダー（ゆらっこ育成会）活動報告

4月30日（月）に、J R紀伊由良駅の清掃と高齢者宅への配食ボランティア活動を実施しました。

○J R紀伊由良駅清掃活動

駅前や駅構内に落ちているゴミを回収しました。



○高齢者宅への配食ボランティア活動

3グループに分かれて町内の高齢者宅へお弁当を届け、交流を深めました。



ジュニアリーダー（ゆらっこ育成会）では、このような活動を年間で企画しており、一緒に活動するメンバーを随時募集しています。

詳しいことについては、教育委員会教育課（TEL 65-1800）までお問い合わせください。

6月は「不法就労・不法滞在防止のための活動強化月間」です！

～和歌山から不法滞在者をなくそう～

法務省では、平成30年1月1日現在における全国の不法残留者を66,498人としていることから、不法入国者等を含めた不法滞在者は、県内にも相当数いると考えられます。

不法滞在する外国人の中には、ほかの犯罪に手を染める者もいることから、警察では、関係機関と連携しながら、不法滞在者の摘発や不法滞在者を雇用する悪質な事業主等の取締りを強化しています。

「学校へ行かずに働いている外国人留学生がいる」、「オーバーステイの外国人に関する話を聞いた」など、少しでも「不法就労・不法滞在しているのでは？」と思ったら、どんな情報でも構いませんので、警察本部、御坊警察署、最寄りの交番又は駐在所までお知らせください。

詳しいことについては、警察本部（TEL 073-423-0110）又は御坊警察署（TEL 23-0110）までお問い合わせください。

住 民 全 員 顔 見 知 り 作 戦

ゆら部 ~ Yura Love ~



○お 名 前 高田 康平さん

○年 齢 20代

○ご 職 業 会社員

○お 住 まい 黒田区

○頑張っていること・続けていること

白崎海洋公園から関西に向けて由良町の良いところ、おいしい物を発信しています。

○由良町の好きなどころ

魚がおいしい 緑が多い イノシシが捕れる

○広報誌読者の方へ

ダイビングをしに来てください！



『ゆらの助』活動目誌♪

やっほー♪由良町観光 PR キャラクターのゆらの助だよ！

みんな、ゴールデンウィークはどうだった？連休の中日には雨も降ったりしたけどいい天気も多かったね！ぼくもいっぱい遊んだよ！

今回は新しく出来上がったポスターを紹介するね！

○新しいポスターのご紹介

実は少し前から役場のロビーに飾ってあるポスターが1枚増えているんだ、気づいてくれた人はいたかな？新しいポスターの写真は由良町観光協会の主催で行われたフォトコンテストで大賞に選ばれた写真なんだって。いまにも音や熱気がしてきそうなダイナミックな写真だね！

新しいポスターは以前から飾られている「ここは日本？」のキャッチフレーズが印象的な白崎海岸のポスターと同じく由良町観光協会が作ったんだって。

役場にいらした際はぜひ見て行ってね！



新しいポスターだよ～



並べて展示されてるね

ゆらの助の日々の活動などを Facebook で随時更新中！ぜひチェックしてね♪

ゆらの助 Facebook ページURL

www.facebook.com/yuranosuke.30383

QRコード



2018年 6月号 由良町カレンダー

1 金	・人権相談（役場）	可燃 2	17 日	・総合健診（衣奈会館）	
2 土			18 月		可燃 1
3 日			19 火	・消費生活巡回相談（由良町中央公民館）	可燃 2
4 月		可燃 1	20 水	・粗大ごみ（南・江ノ駒）	資源 1
5 火	・消費生活巡回相談（白崎会館） ・健康相談（衣奈会館）	可燃 2	21 木		可燃 1
6 水		プラス チェック	22 金		可燃 2
7 木	・健康相談（由良町中央公民館）	可燃 1	23 土	・「リフレッシュ瀬戸内」海岸清掃活動	
8 金		可燃 2	24 日		
9 土			25 月		可燃 1
10 日			26 火		可燃 2
11 月		可燃 1	27 水	・粗大ごみ（衣奈）	資源 2
12 火		可燃 2	28 木		可燃 1
13 水		不燃	29 金		可燃 2
14 木	・無料法律相談（由良町中央公民館）	可燃 1	30 土	・総合健診（白崎小学校）	
15 金		可燃 2			
16 土					

ごみ収集日1の地区…横浜・網代・衣奈・小引・戸津井・三尾川・糸谷・吹井・柳原・黒田
 ごみ収集日2の地区…里・南・阿戸・江ノ駒・門前・畑・中・大引・神谷
 ※ごみは、収集日当日の午前2時まで所定の場所にお出しく下さい。
 詳しいことについては、役場（TEL 65-0200）までお問い合わせください。

由良町の人口と世帯			
			() 前月比
			平成30年4月末現在
人口	5,879	(- 13)	
男性	2,889	(- 6)	
女性	2,990	(- 7)	
世帯数	2,724	(- 1)	

発行 由良町総務政策課
 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1
 TEL 0738-65-0200
 ホームページアドレス
<http://www.town.yura.wakayama.jp/>

『防災無線』電話で確認サービス（無料）
 TEL 0120-001-687